

開発の説明

アドバイザーを派遣

まちづくり条例では、条例の手続きが必要な開発事業を行う際には、近隣住民（※1）に開発構想の内容を周知する事になっていきます。

事業者の説明を受けても、開発の内容が分かりにくいとの意見を受けて、今年度から、開発構想の図面の説明を行う第三者のアドバイザー派遣を開始します。

アドバイザーが

説明する内容

アドバイザーが図書から判断できる範囲内で次の内容

- ① 開発構想届出書の内容
- ② 事業内容が宅地分譲の場合は、開発事業区域内に設置する道路の接続位置の概略、それ以外にあっては開発事業区域の出入口の概略
- ③ 排水ルートの概略
- ④ 計画地盤と隣接地との高低差の概略
- ⑤ 工作物の概略

派遣手続き

- ① 派遣日の10日前までに指定用紙で申請をしてください。

（派遣は、毎月20日(当該日が大磯町の休日)を定める条例例(平成元年大磯町条例第10号)第1条に規定する日



の場合はその翌日)に行います。

② 町より決定通知書を送付します。町より決定通知書に記載された時間内に質問を行い、質問に対する回答の報告書を作成して町へ提出していただきます。

※1 近隣住民とは、開発事業区域から15m以内に土地又は建築物を所有する者、開発事業区域の面積により事業区域から15m・30m・100m等に住所を有する者又は事業を営む者です。

問い合わせ

まちづくり課
☎内線 242

「都市再生街区基本調査」に伴う測量等の実施について



国土地理院及び独立行政法人都市再生機構では、次の内容で人口が集中している地区の一部において、測量等を実施します。

なお、作業は身分証明書を携帯した者が行い、民有地への立入りは原則いたしません。

期間(予定)

6月～平成19年3月

作業内容

測量
(基準点の設置及び街区の角等を測量します。)

問い合わせ

都市再生機構神奈川地域支社
☎045(682)1503
経済観光課 ☎内線 262

消防団員の訓練とポンプ性能検査を実施

4月23日(日)、国府小学校校庭で町内12分団の団員が集まり、消防訓練を実施しました。

訓練では、消防職員の指導で敬礼の仕方など、基本的な動作を始め火災現場で必要なホースの延長方法や結合の仕方を行い、有事に対応出来る訓練を実施しました。今後も、複雑多様化する災害に対応できる訓練を重ね、地域住民の安全・安心を確保してまいります。

また、訓練の後、場所を移し、生沢「東の池」で、消防ポンプ自動車と小型動力ポンプの性能検査を行いました。

問い合わせ

消防署 ☎(61)0911



神奈川県からのお知らせ

建築物には完了検査を

建築確認を受けた建築物は、工事完了後、すみやかに建築主

事や指定確認検査機関の検査を受けなければなりません。完了検査後に交付される検査済証は、将来、建築物を売買・増改築する場合には大切な書類となりますので、建築確認を受けた際の書類と共に、大切に保管

問い合わせ

県平塚土木事務所建築指導課
☎(22)2711(代表)

県建築指導課

☎045(210)6250
まちづくり課
☎内線 242